

## 【お詫び】代理受領通知書の未交付について

これまで当事業所は法定代理受領により市町村から給付金の支払いを受けておりましたが、社内の認識に齟齬があり、保護者様への通知書の交付が行われていない事業所が一部ございました。本来であれば保護者様への通知が義務付けられているところ、通知がされておらず誠に申し訳ございませんでした。

つきましては、過去5年分を遡及して交付いたしますので、ご希望の方はお申し出いただきますようお願いいたします。

この度はご迷惑をおかけいたしましたこと心よりお詫び申し上げます。

<本件に関するお問合せ先>

ご利用の各施設長までお願いいたします。

<法定代理受領について>

法定代理受領とは本来利用者が市町村から支給されるべき給付金をサービス事業者が代わりに受ける仕組みであり、代理受領を受けた事業者は基準省令第23条により利用者に対する給付額の通知が義務付けられております。

法定代理受領の流れ

